

令和元年台風15号により被災されたお客様への支援措置について

台風15号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法適用された地域のお客様を対象に、契約約款の規程に係わらず以下の支援措置を実施致します。

記

1. 対象地区

千葉県花見川区、千葉県若葉区、千葉県緑区、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、四街道市、八街市、印西市、富里市、香取市、山武市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町

2. 対象のお客様

ご契約住所が上記対象地区の方で、2019年10月31日までにご申告を頂いたお客様のうち支援措置対象と判断されたお客様。但し、弊社サービス(ケーブルテレビサービス及びインターネットサービス)につきましては2019年11月15日まで受付致します。なお、ご利用中のサービスに応じて支援措置の対象、及び内容が異なりますので下記をご確認下さい。

3. 対象サービスと支援措置等

(1) 弊社サービス(ケーブルテレビサービス及びインターネットサービス)

月額基本料金の減額

停電により連続する24時間を単位として7日以上利用できなかった期間について月額基本料より減額計算致します。

※ 利用できなかった期間につきましては東京電力停電履歴情報(2019年10月31日時点)より算出させていただきます。

(2) ケーブルプラス電話の基本利用料及び付加サービスの減額等

KDDI株式会社の支援措置に準じます。「令和元年台風15号の影響による停電に伴う支援について」をご確認下さい。

(<http://disaster.kddi.com>)

(3) ケーブルプラスでんきの基本料金減額

KDDI株式会社の支援措置に準じます。詳細記事は上記(2)と同様となります。

(4) ケーブルラインの月額基本料金の減免 ※ご申告不要となり対象のお客様には2019年10月28日口座振替分で実施致します。

ソフトバンク株式会社の支援措置に準じます。「台風第15号に伴う支援措置について」をご確認下さい。

(https://www.softbank.jp/corp/news/info/2019/20190912_01/)

(5) 東急でんき・ガスの基本料金等の免除

株式会社東急パワーサプライの支援措置に準じます。「台風15号により被災されたお客さまに対する支援措置について」をご確認下さい。(<https://www.tokyu-ps.jp/information/view/33512/>)

※ (2)～(3)につきましても対象期間は東京電力停電履歴情報(2019年10月31日時点)より算出させていただきます。

4. ご申告方法

電話受付: 弊社フリーコール: 0120-533-296(受付時間 9:00～18:00)へご連絡頂き、住所、契約者名、連絡先、申告者名、ご利用中のサービスをお伝え下さい。

※ 各社ホームページに記載の連絡先ではなく弊社まで電話連絡にてご申告下さい。

5. 支援措置(減額)の方法

支援措置の対象と判断されたお客様に限り原則、2019年12月26日の口座振替にて対応させていただきます。

(12月度口座振替のご案内は12月19日頃発送予定)

但し、3-(1)以外のサービスに関しましては2ヶ月後請求等の都合により1月以降の対応となる場合がございます。

また、ケーブルラインは2019年10月28日の口座振替にて対応させていただきます。

なお、本対応をもって支援措置実施のご連絡に代えさせていただきます。予めご了承下さい。